

令和8年度茨木市産後ケア事業
委託事業者募集要項

令和8年2月

茨木市

1 業務の概要

(1) 業務名

- ア 産後ケア事業（宿泊型）業務
- イ 産後ケア事業（通所型）業務

(2) 本業務の目的

出産後に支援が必要である産後1年を経過しない母親及びその乳児について、心身のケア、育児サポート等を実施することにより、安心して子育てができる支援体制の確保を図ることを目的とする。

(3) 本業務の対象者及び内容

仕様書（5 対象者、6 業務の内容）のとおり

(4) 実施に当たっての要件

ア 実施場所

次のいずれにも該当すること。

- i) 医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院、診療所又は助産所において実施するものとし、宿泊型を実施する場合は入所室（母親及びその新生児又は乳児を入所させる室をいう。）を有すること。事業の利用者専用の居室（母子1組当たり床面積が6.3平方メートル以上、2組以上なら1組当たり4.3平方メートル以上）が確保されていることが望ましい。ただし、病院又は診療所にあつては、産科又は産婦人科を標榜していること。
- ii) 北摂地域（本市並びに吹田市、豊中市、池田市、高槻市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町及び能勢町をいう。）及びその周辺地域で実施すること。
- iii) 居室、相談室、乳児保育室、沐浴指導施設を有すること。宿泊型にあつては、入浴施設を有すること。

イ 従事者

仕様書に定める人員配置を満たすこと。

ウ その他

- i) 仕様書に掲げる宿泊型または、通所型いずれかのすべてのサービ

スを適切に実施できること。

ii) 助産所にて本業務を実施するときは、利用者の病変その他の緊急時に当該利用者の受入れが可能な医療機関とあらかじめ文書により協力体制を構築すること。

iii) 茨木市との円滑な連絡体制を確保すること。

iv) 本業務に係る契約書、仕様書及び関係法令等を遵守すること。

2 本業務の契約に関する事項

(1) 委託料

ア 宿泊型

項目		利用料	利用者負担金	
			市民税非課税世帯 生活保護受給世帯	左記以外の世帯
基本料	1泊2日	55,000円	2,300円	5,500円
	1日追加	27,500円	1,150円	2,750円
多胎児加算額	1泊2日	1人につき 7,300円	1人につき 0円	1人につき 730円
	1日追加	1人につき 3,700円	1人につき 0円	1人につき 370円

イ 通所型

項目		利用料	利用者負担金	
			市民税非課税世帯 生活保護受給世帯	左記以外の世帯
基本料	1日	18,000円	900円	1,800円
多胎児加算額	1日	1人につき 2,700円	1人につき 0円	1人につき 200円

- (2) 契約期間
仕様書のとおり

3 応募資格

次に掲げる内容のすべてに該当し、本業務を実施することができる者とする。

- (1) 北摂地域（本市並びに吹田市、豊中市、池田市、高槻市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町及び能勢町をいう。）及びその周辺地域において、医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院、診療所又は助産所を運営していること。ただし、病院又は診療所にあつては、産科又は産婦人科を標榜していること。
 - (2) 産後ケアに関する知識及び技術において、高い専門性を有し、類似の産後ショートステイ等について実績（※）を有すること又は分娩を取り扱っていること。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、更生又は再生手続開始の申し立てがなされた者でないこと。
 - (4) 茨木市暴力団排除条例（平成24年9月27日茨木市条例第31号）第2条第1号から第3号及び茨木市暴力団排除条例施行規則（平成25年3月26日茨木市規則第6号）第3条に該当する者でないこと。
- （※） 助産師、保健師又は看護師の専門資格を有する者が、母乳・育児相談や乳房手当を実施した実績とする。

4 本業務の開始までの流れ

- (1) 応募（申請）
- (2) 本業務実施予定施設の実地調査
- (3) 本市における審査
- (4) 審査結果通知

(5) 契約締結

(6) 本業務の開始

※申請から審査結果通知までの期間は、1～2か月程度

※審査の内容は一部省略する場合がある

5 応募（申請）に関する事項

(1) 担当課

〒567-0888

茨木市駅前三丁目9番45号

茨木市こども育成部子育て支援課（茨木市立こども支援センター内）

電話 072-624-9301

Email kodomokn@city.ibaraki.lg.jp

(2) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和8年3月2日（月）から

8時45分から17時15分まで（正午から12時45分は除く。）

ただし、おにクル休館日（第2・第4月曜日、祝日と重なる場合はその翌日）、土・日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く。

イ 配布場所

上記「(1) 担当課」に同じ。（※茨木市ホームページからダウンロード可）

ウ 書類の提出方法等

i) 提出先

上記「(1) 担当課」に同じ。

ii) 提出方法

郵送又は持参による。

iii) 提出期間

随時受付

受付時間等については、上記「ア 配布期間」に同じ。

エ 提出書類

- i) 茨木市産後ケア事業委託事業者申請書（様式第1号）
- ii) 茨木市産後ケア事業委託事業者申請にかかる誓約書（様式第2号）
- iii) 事業者概要（様式第3号）
- iv) 産後ケア類似事業の実績（様式第4号）
- v) 事業実施の基本計画書（様式第5号）
- vi) 本業務実施予定施設の平面図（任意様式）
- vii) 産後ケア事業の実施に係る協力医療機関との連携確認書（様式第6号） **※助産所のみ**

オ 前年度からの継続申請をする場合

前年度に事業の委託を受けている場合は、前年度の申請内容から変更がない場合に限り、継続申請書兼誓約書を提出することで、書類の提出に代えることができる。ただし、前年度の申請内容（※）から変更がある場合は、改めて書類を提出すること。

※事業所の所在地、実施するサービス（宿泊型・デイサービス型の別）、その他、事業の実施体制や実施内容に大きく関わる事項

カ 注意事項

- i) 応募（申請）に要する諸費用は、応募者の負担とする。
- ii) 提出された書類については返却しない。
- iii) 提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

6 審査及び審査結果の通知

提出書類及び本業務実施予定施設の実地調査により審査を行い、必要な基準等を満たすと判断できる応募者（申請者）を本業務の委託事業者として契約を締結する。審査結果については、応募者（申請者）に通知するものとする。

※審査の内容は一部省略する場合がある。

7 その他の事項

- (1) 本業務に係る契約締結後は、茨木市ホームページにて「事業者名」、「本業務実施施設名及び所在地」、「受け入れ可能月齢」等について公表するものとする。
- (2) 本業務に係る契約締結後は、委託事業者は速やかに茨木市との連絡体制について書面にて報告するものとする。
- (3) 委託事業者は、事業実施中における子どもの事故等に備え、必要に応じ、賠償責任保険に加入するものとする。
- (4) 産後ケア事業（短時間）はHP等では募集せず、個別に対応します。